た件二件

報

告



目
次

### 規 則

○福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ ○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により 認可した件

○道路の供用を開始する件

島

○肥料の登録が失効した件

### 規 則

福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する 平成二十九年一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 福島県規則第四号

# 福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 福島県県営住宅等条例施行規則 (平成九年福島県規則第八十二号) 0) 一部を次のよう

附則別表福島県営北中央団地の項の次に次のように加える。

福島県営北沢又団地

福島市

附則別表に次のように加える。

福島県営若宮団地

二本松市

福島県営中原団地

いわき市

、わき市

福島県営四ツ倉団地

附則別表福島県営表団地の項の次に次のように加える。

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県営下矢田団地	いわき市
福島県営北好間団地	いわき市

表福島県営北中央団地の項の次に次のように加える。から百八号室まで」の下に「、十四号棟の一号室、十三号室及び十六号室」を加え、 室まで、十四号室、十五号室及び十七号室から四十号室まで」を、 別表第二の一の表福島県営蓬莱団地の項中 | 十四号棟 | の下に | の二号室から十二号 六号室」を加え、同「九号棟の百一号室

福島県営北沢又団地 福島市  $\circ$ 九一

別表第二の一の表福島県営表団地の項の次に次のように加える。

福島県営若宮団地 二本松市

 $\overline{\bigcirc}$ 

땓

땔 땔

땓땐

맫

四〇

別表第二の一の表に次のように加える

〇・九四	いわき市	福島県営北好間団地
〇・九二	いわき市	福島県営下矢田団地
〇・九〇	いわき市	福島県営中原団地
〇・九〇	いわき市	福島県営四ツ倉団地

規定は、平成二十九年二月一日から施行する。この規則は、公布の日から施行する。ただしての規則は、公布の日から施行する。ただして、 公布の日から施行する。ただし、 別表第二福島県営蓬莱団地の項の改正

建築住宅課)

Ξ

### 示

駐輪場の位置及び収容台数

位置 別紙図面のとおり

収容台数 四十五台

荷さばき施設の位置及び面積

別紙図面のとおり

# 福島県告示第六十三号

規定する添付書類を平成二十九年一月二十七日から同年五月二十七日まで福島県商工労 模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。 働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 大規

平成二十九年一月二十七日

福島県知事

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 上保原ショッピングセンター 福島県伊達市保原町上保原字正地内ニ 十三

1 称及び住所並びに代表者の氏名

(1)

島

2

代表者の氏名 代表取締役 伊藤 信幸

福

(2) 名称 株式会社三喜

代表者の氏名 代表取締役 野田 孝文

名称 株式会社メガネトップ

(3)

代表者の氏名 代表取締役

大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年九月十八日

一千五百六十平方メートル

1

位置 別紙図面のとおり

| 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名 番地二ほか

大規模小売店舗を設置する者 名称 大和リース株式会社 代表者の氏名 代表取締役 住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 一番三十六号

大規模小売店舗において小売業を行う者 名称 株式会社ホットマン

宮城県仙台市太白区西多賀四丁目四番十七号

千葉県柏市中央町二番八号

静岡県静岡市葵区伝馬町八番地の六 トップセンタービル8F

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四

Б.

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

収容台数

内 堀 雅 雄

2 閉店時刻 午後九時四十五分

開店時刻

午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

容量 二十四立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

別紙図面のとおり

面積 百十平方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置 午前八時三十分から午後十時まで

数 四か所

3

位置 別紙図面のとおり

4

午前六時から午後十時まで

届出年月日

七

平成二十九年一月十七日

(「別紙図面」は、省略し、

その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

福島県告示第六十四号

福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商 月二十七日から同年五月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年一 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

平成二十九年一月二十七日

工課に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 内 堀 雅 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト会津若松店 福島県会津若松市駅前町三 一百三十九番十四ほ

の氏名 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

(変更前) 日本貨物鉄道株式会社

東京都千代田区飯田橋三丁目十三番 一号

三

変更した年月日

平成二十八年三月一日

<u>Ŧ</u>i.

届出をした者

株式会社ダイユーエイト

(商業まちづくり課)

平成二十九年一月十六日

福島県告示第六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

四

届出年月日

(変更後) 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 田 村

変更した年月日 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号

大規模小売店舗を設置する者の住所 平成二十三年二月十四日

三

2 届出年月日 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成二十八年六月二十三日

届出をした者 平成二十九年一月十六日

日本貨物鉄道株式会社

<u>Б</u>.

# 福島県告示第六十五号

報

月二十七日から同年五月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 置いて縦覧に供する。 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び浅川町農政商工課に備え 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年一 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

平成二十九年一月二十七日

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更した事項 ダイユーエイト浅川店 福島県石川郡浅川町大字浅川字月斉三十一番地一ほか

福

ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前)株式会社ダイユーエイト 代表取締役 浅倉 俊一

株式会社主婦の店 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地

福島県須賀川市牛袋町八十五番地 代表取締役 樽川

(変更後) 株式会社ダイユーエイト

代表取締役 浅倉 俊一

株式会社リオン・ドールコーポレーション 福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番地

福島県会津若松市中町四番三十六号 代表取締役 小池 信介

、商業まちづくり課 九年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

くり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商 工観光課に備え置いて縦覧に供する。

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内

堀

雅 雄 平成二十九年一月二十七日

法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要 エイトタウン相馬 福島県相馬市黒木字源多田四十四番ほか

(商業まちづくり課)

# 福島県告示第六十七号

の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号) 第十八条第一項

平成二十九年一月二十七日

農用地利用配分計画の概要

福島県知事 内 堀 雅 雄

典	佐	氏	
豊田 雅 夫	佐久間 敏	3名又は名称	賃借権の設
一○五 前一丁目五五—— B 南相馬市原町区本陣	一六五二本松市杉沢字馬船	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者
南相馬市原町区馬場字台八七—一	二本松市西新殿字細田二〇七ほか三筆	賃借権の設定等を受ける土地	

(福島県)

쩷

全量

失 効 年月日

 $\infty$ 

4  $\infty$ 

ライザー トップ

7.0

1

舎許 る。 を さ 有 。 そ れ 電

社ジャッ 株式会

中央区 大阪市 大阪府

31 H 年12月 平成28

南船場

成分の

### 福 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の福島県告示第六十八号 効した。 公告第十八号 建設事務所で平成二十九年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。 肥料取締法 路 県道勿来浅川線 登録番号 平成二十九年一日認可年月日 平成二十九年一月二十七日 平成二十九年一月二十七日 線 肥料の (昭和) 月 名 一十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、 二十七日 ま 同 で からいわき市川部町大平一八五番地先 供 用 雲素 保証成分量 市川部町大平一八五番地先 公 開 かん 始 (%) 加里 0) - その他 の規格 X 間 福島県知事 福島県知事 氏名又は名称 平成 供 用 九年 開 住所 内

始

0)

期

日

堀

雅

雄

月

一七日

(道路計画課)

内 堀

雅 雄

次の登録は失

項は、 制限事 の他の 公定規 格のと 最大量及びそ 四丁目 2番4 号

(農業担い手課

(農業総合センター)

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】 発行者 印刷所 福 島 株式会社 第 印 刷